

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県県税賦課徴収条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年 8 月31日 条例第21号</p> <p>附 則 (株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第16条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に法附則第35条の2 第 1 項に規定する株式等 (以下この項において「株式等」という。) の譲渡 (証券取引法 (昭和 23 年法律第25号) 第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項並びに次条第 1 項及び第 2 項において同じ。) をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得 (租税特別措置法第 32 条第 2 項の規定に該当する譲渡所得を除く。) については、第 12 条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、法附則第 35 条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額に対し、同項に規定する株式 等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の 2 に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。</p> <p>2 省略</p>	<p>愛媛県県税賦課徴収条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年 8 月31日 条例第21号</p> <p>附 則 (株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第16条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に法附則第35条の2 第 1 項に規定する株式等 (以下この項において「株式等」という。) の譲渡 (証券取引法 (昭和 23 年法律第25号) 第2条第17項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項並びに次条第 1 項及び第 2 項において同じ。) をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得 (租税特別措置法第 32 条第 2 項の規定に該当する譲渡所得を除く。) については、第 12 条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、法附則第 35 条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額に対し、同項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の 2 に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。</p> <p>2 省略</p>